

令和8年（2026年）1月30日

特定教育・保育施設等管理者様

横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課長

**令和7年度公定価格加算項目届出書（3月のみ加算項目）の提出について
(依頼)**

日頃から本市の教育・保育行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。標記の件について、公定価格において3月のみ算定する加算に係る届出を下記のとおり依頼しますので、内容をご確認いただき、必要書類をご提出くださるようお願ひいたします。

記

1 運営継続支援臨時加算の新設について

食材料費をはじめとした物価高騰対策として、令和7年度に限って加算が新設されました。加算等の概要は以下の通りです。

(1) 加算額

①保育所・認定こども園・幼稚園	10万円（1施設あたり年間）
②小規模保育事業所・事業所内保育事業所	5万円（1事業所あたり年間）
③家庭的保育事業所	2万5千円（1事業所あたり年間）

(2) 申請

3月のみ加算項目と同一です。

(3) その他

なお、本加算に係る補正予算を令和8年3月議会に提出する予定です。正式な実施は3月上旬に予定している市議会の議決をもって決定します。

2 提出書類

- 公定価格加算項目届出書[3月のみ加算項目]【全施設】
- 届出に必要な各種書類【該当施設のみ】※書類により提出期限が異なります

上記1の届出書は下記URLからダウンロードしてください。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2645/kouteikakaku.html>

3 提出期限

令和8年3月6日（金）

※上記1（2）の届出に必要な各種書類のうち、一部書類については届出書記載の別途指定する期日

4 提出方法

提出書類を、送付メールに返信する形で提出してください。

【提出先】

横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課施設支援係 宛

E-mail cfgi-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

5 注意事項

- （1）届出書は、届出をすべて「なし」とする場合も提出してください。
 - （2）「公定価格加算項目届出書[3月のみ加算項目]」は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和7年12月24日こ成保689・7文科初第1908号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長通知）」に基づき作成してください。
- （こども家庭庁ホームページ：<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>）

事務担当：横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課
施設支援係 水野・加藤
〒238-8550 横須賀市小川町11番地
TEL 046-822-8224